○青山総務課長 定刻になりましたので、会議を開始いたします。

本日は、加藤委員、宮井委員が御欠席でございます。また、大島専門委員が御出席でございます。

委員長代理に係る委員会決定の規定に基づき、熊澤委員長代理に以後の委員会会議の進行をお願いしたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

○熊澤委員長代理 それでは、ただいまから第126回個人情報保護委員会を開会いたします。 本日の議題は3つです。

議題 1「第41回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議出張報告について」、 大島専門委員から御報告をお願いします。

○大島専門委員 おはようございます。

大島でございます。よろしくお願いいたします。

第41回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議出張報告をさせていただきます。

令和元年10月20日から25日まで、アルバニアのティラナにおいて開催された第41回データ保護プライバシー・コミッショナー国際会議、略称としてはICDPPCに参加してまいりました。

まず、データ保護機関のみが参加するクローズドセッションにおきまして、本会議の将来に関する議論が行われました。新たに会議の名称を「Global Privacy Assembly」、略称をGPAとして、ロゴマークを決めたり、あるいは本会議に対する助言のための外部機関の創設が決定されるとともに、令和3年までの戦略計画等の決議が採択されました。

また、私は「地域/言語/トピック固有のネットワークからのアップデート」というセッションにおいて、本年5月にAPPAフォーラムを主催した経験も踏まえ、APPAを代表して地域ネットワークとしてのAPPAの活動を紹介いたしました。

これまで私も、APPAフォーラムに出席してまいりましたし、また、EUとの相互認証に向けて欧州各国DPAを訪問してきておりまして、今回、懐かしい面々にお目にかかることができて大変良い機会であったと認識しております。

データ保護機関に加え有識者や民間企業等も参加するオープンセッションにおきましては、山地専門委員がパネル1「データ保護法におけるグローバル・コンバージェンス」にパネリストとして登壇されました。また、米国商工会議所等の主催するサイドイベンド「架け橋の構築」において、同イベントにおける議論の総括を含む閉会挨拶をされましたので、その点も御紹介させていただきます。

なお、新しくGPAと名前が変わり、次回第42回はメキシコ、次々回第43回はニュージーランドで行われる予定となっております。

一点、付け加えさせていただきますと、先週は、プライバシー保護法制定の動きがありますインドにおいて、日本におけるDPAの在り方として当委員会の活動状況等について

紹介してまいりました。その中では、データローカライゼーションに陥るのではなく、相 互に信頼性が確保されたデータフリーフローの実現について、世界経済発展のためにとい うことで発信してきたつもりでおります。

以上でございます。

○熊澤委員長代理 ありがとうございました。

ただいまの御報告について、御質問、御意見をお願いします。

丹野委員、どうぞ。

○丹野委員 大島専門委員、御報告ありがとうございました。

2年前のコミッショナー会議で当委員会が正式にメンバーとして承認されて、それから わずか3回目の今回の会議において、こういった議論に参加し、特にリーダーシップを取 れるようになったことは非常に感慨深いと思っております。特に、アジア太平洋地域のネ ットワークを代表して、APPAの活動について紹介できたことは、とても良かったと思 っております。引き続き、様々な国際的な議論に当委員会として貢献していかなければな らないと思います。

以上です。

○熊澤委員長代理 ありがとうございました。

ほかによろしいでしょうか。

今回、新たな名称やロゴ、助言のための外部機関の創設が決まったということで、本会 議の新たな活動にも期待したいところです。

当委員会としても、引き続き本会議へ積極的に貢献していきたいと考えます。

大島専門委員におかれましては、本日は御報告ありがとうございました。

どうぞ、御退出ください。

(大島専門委員退出)

- ○熊澤委員長代理 続きまして、議題 2「独自利用事務の情報連携に係る届出について」、 事務局から説明をお願いします。
- ○事務局 独自利用事務の情報連携の届出について御説明させていただきます。

資料中、大項目「1 独自利用事務とは」を御覧ください。

番号法第9条第2項の条例で定める事務、いわゆる独自利用事務については、法定事務に準ずるものとして委員会規則で定める要件を満たす場合に、情報提供ネットワークシステムを介して他の機関と情報連携を行うことが可能であるとされております。委員会では、これまで1,205団体、8,481件の届出について、委員会規則で定める要件を満たすことを確認し、委員会ウエブサイトで公表をしてまいりました。

続いて、大項目「2 独自利用事務の情報連携に係る届出について」を御覧ください。 この度、地方公共団体から提出されました令和2年6月からの情報連携に係る届出書に ついて、委員会規則で定める要件を満たすか確認をいたしました。

その結果、計125団体から新規の届出が81件、特定個人情報の追加等を行う変更の届出が

90件、事務の廃止等を行う中止の届出が29件ございました。

当該届出について、委員会規則第2条各項に定める要件を満たすことを認め、委員会規 則第3条第3項等に基づき、総務大臣に通知することといたしたいと考えております。

なお、今回の届出に係る総務大臣通知後の届出数の総計については、地方公共団体数が1,208団体、届出数が8,533件となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いします。

○熊澤委員長代理 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、地方公共団体から提出された届出書について、委員会規則に定める要件を満たすものと認め、総務大臣に通知することとしますが、よろしいでしょうか。

御意見がないようですので、通知することといたします。事務局においては、所要の手 続を進めてください。よろしくお願いします。

- ○熊澤委員長代理 次に、議題3「マイナンバーガイドラインの改正案に関する意見募集 の結果について」、事務局から説明をお願いします。
- ○事務局 それでは、議題3について御説明させていただきます。

資料3-1を御覧ください。

マイナンバーガイドライン改正案について、10月11日から今月11日までの1か月間、意 見募集を行い、5の個人又は団体から延べ26件の御意見を頂きました。

このうち、今回のガイドライン改正案に関係があると考えられる内容の御意見は4件でございまして、いずれも事業者編及び行政機関等・地方公共団体等編の両方のガイドラインに対して同様の御意見を頂いたものでございます。

これらの御意見に対する当委員会の考え方について、別紙のとおり取りまとめておりますので、事業者編の資料を用いて御説明させていただきます。

別紙1を御覧いただければと思います。

まず、1つ目の御意見ですけれども、1ポツのところで、改正案において、委託者、受 託者、再委託者の3当事者が登場するケースを念頭に説明しているが、いわゆる再々委託 といった4当事者が登場するケースも考慮いただきたいという御意見を頂いております。

こちらの回答といたしましては、番号法上、再委託先や再々委託先であっても委託先と同様の規定が適用されることになりますので、いわゆる再々委託等が行われている場合であっても考え方は同様である旨、回答したいと考えております。

続きまして、2ポツの御意見ですけれども、こちらは新設の説明文について関連図を補足いただきたいという御意見でございます。

また、この点に関連する御意見といたしまして、4ポツのところでも、再委託における 委託者、受託者、再委託者それぞれの立場から見た法違反を回避するための留意事項を、 もう少し具体的に示していただきたいという御意見を頂いております。

こちらについては、どちらもそれぞれの当事者の役割を具体的に示してほしいという御

意見かと思いますので、Q&Aを追加することで対応したいと考えております。

Q&Aの内容については、資料3-4を御覧いただければと思います。

Q3-8-2として、「再委託に関連して、最初の委託者、委託先、再委託先は、それ ぞれどのような点に注意すればよいですか」という問としております。

回答としましては、最初の委託者は、委託先に対して監督義務を負います。このため、 委託先又は再委託先が最初の委託者に無断で再委託を行うなど、特定個人情報が漏えい等 した場合、最初の委託者は監督責任を問われる可能性があります、としております。

続きまして、委託先ですけれども、委託先は再委託を行うに当たって、最初の委託者の許諾を得なければなりません。したがって、委託先が最初の委託者の許諾を得ずに再委託を行った場合、委託先だけでなく、再委託先も番号法違反と判断される可能性がある。こういったことを踏まえ、再委託を行う際には、再委託先に対して最初の委託者の許諾を得ていることを伝えてください、としております。

最後、再委託先ですけれども、再委託先は最初の委託者の許諾を得ていることを確認せずに再委託を受けた場合、番号法違反と判断される可能性があります。このため、番号法違反になることを防ぐためには、再委託を受けるに際して、当該再委託が最初の委託者の許諾を得ていることを確認することが重要な対応となります、と記載してはどうかと考えております。

それでは、再度別紙1を御覧いただければと思います。

1つ目の御意見の3ポツですけれども、「最初の委託者の許諾を得ていることを確認」 とガイドラインに記載した点について、ひな形の書式を例示いただきたいという御意見で ございます。こちらについては、任意の書式で差し支えないものですので、その旨を回答 したいと思います。

2つ目の御意見ですけれども、1)のところは、趣旨に賛成ですとの御意見です。ただ、2)のところで、ガイドライン中、「再委託の効果」及び「収集制限」の項目で、「違反すると判断される可能性がある」と記載していたのですけれども、こちらが曖昧な表現になっているという御意見でございまして、当委員会が過去に出した資料を踏まえ、ガイドラインでも違反であることをより明確に書くべきではないかとの御意見を頂いております。

こちらに対する回答ですけれども、まず、番号法上の提供制限に関しては、現状の改正 案においても、「委託を受けた者が番号法第10条に違反して無断再委託を行った場合、同 法第19条にも違反する」旨を明記しておりますので、現状の案で明確である旨、回答した いと考えております。

続きまして、収集制限に関しましては、現状の改正案の「収集制限」のところで、ただし書きとして「個人番号関係事務等の再委託に該当することを、当該再委託を受ける者が認識できない状況で再委託が行われていた場合、一般に、特定個人情報を収集したとは解されない」旨を明記してございまして、こういった点を踏まえると、必ずしも番号法違反と判断されるものではない旨を回答したいと考えております。

提供の求めの制限に関しても同様でございます。

続きまして、3)のところですけれども、「収集制限」のただし書きのところで、「個人番号関係事務等の再委託に該当することを認識できなかった場合は、特定個人情報を収集したとは解されない」旨を記載したことについて、委託契約書等に明記がなくても認識できるはずではないか、もう少し具体的に事例を示してほしいという御意見をいただいております。

回答といたしましては、事例を示しておりまして、「例えば、データ入力を再委託された文書中の一部のみに個人番号が記載されており、かつ、当該個人番号が数字の羅列のみであった場合など、再委託を受けた側にとって、当該再委託が個人番号関係事務等の再委託に該当することを認識することが困難なケースは存在し得ると考えられる」旨を回答したいと考えております。

最後、4) のところでございますけれども、当委員会の過去の資料も踏まえて、番号法 違反であることを明記するだけではなく、番号法上の漏えいに該当することも明記しては どうかとの御意見をいただいております。

こちらにつきましては、今回のガイドライン改正の趣旨が番号法違反と判断され得る事例を改めて明確化するということでございますので、番号法上の漏えいに該当するかどうかについては記載していないと回答したいと考えております。

続いて、3ページの3つ目の御意見ですけれども、再委託の要件自体を更に厳しくすべきであるという御意見を頂いております。具体的には、「今回の見直しにあたっては、認証制度を補完するため、情報セキュリティについて一定の知見を有する者が、定期的に、契約上のセキュリティ要件の運用における遵守状況を確認することを盛り込むべきである」との御意見で、このような知見を有する者が定期的に確認することを再委託の要件にすべきであるとの御意見です。

回答といたしましては、番号法上、最初の委託者の許諾を得ることが再委託を行うための要件とされておりますので、御意見の文言を本ガイドラインに規定することは適当ではないと考えております、としております。

続きまして4ページですけれども、最後の御意見で、これも「収集制限」のただし書き に関するものでありますが、適切な手続による収集でなかったとしても、収集は収集であ って、その収集の事実は認めた上で、収集した特定個人情報について何らかの処分を行う べきではないか、という御意見をいただいております。

こちらについては、収集という用語の認識が異なっていると考えられます。「収集とは 『集める意思を持って自己の占有に置くこと』を意味するとガイドライン上規定している ことを踏まえると、再委託を受ける者が個人番号関係事務等に当たると認識していないケ ースにおいては、特定個人情報を集める意思を欠いていると考えられることから、一般に、 特定個人情報の収集に当たらないと解される」旨を回答しております。

ただし、なお書きのところで、「上記のような場合であっても、最初の委託者の許諾を

得ずに再委託を行った者は番号法に違反することになるため、必要に応じて、最初の委託者、無許諾で再委託を行った者等に対して監視・監督活動等を実施することにより、特定個人情報の適正な取扱いの確保を図ります」と回答したいと考えております。

寄せられた御意見は以上でございまして、このような意見募集の結果を踏まえまして、ガイドライン改正案の内容については、原案どおりとしたいと考えております。今回、御承認いただけましたら、改正後のガイドラインについて、速やかに公布、施行する予定でございます。

御説明は以上でございます。

○熊澤委員長代理 ありがとうございました。

ただいまの説明について、御質問、御意見をお願いします。

藤原委員、どうぞ。

- ○藤原委員 別紙1の2ページの3)の「認識することが困難なケースは存在し得ると考えられます」という文章ですけれども、この記載が最も適切ですか。普通の実務であれば、契約する際に個人番号が入っている旨を伝えるし、伝えなかったとしても契約するときは確認しているから、こういうケースは存在し得るかもしれないけれども、あまりないのかなと思ったのですけれども。
- ○其田事務局長 その箇所は、論理的にはこういうケースがあり得るので、100%違法と言い切れないという考え方で整理したということだと思います。
- ○藤原委員 分かりました。
- ○熊澤委員長代理 よろしいですか。
- ○藤原委員 はい。
- ○熊澤委員長代理 ほかにございますでしょうか。

無許諾の再委託事案が相次いで判明したところであり、今回、番号法違反と判断され得るケースを改めて整理することにより、委託者・受託者双方に、番号法にのっとった再委託への理解がしっかりと浸透することを期待したいと思います。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり決定し、官報掲載等の所要の手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、事務局において、所要の手続を進めてください。よろしくお願いします。 本日の議題は以上です。

本日の会議の資料については、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

それでは、そのように取り扱います。

それでは、本日の会議を閉会といたします。

事務局から今後の予定を説明願います。

○青山総務課長 次回の委員会は、11月25日月曜日の10時30分から行う予定でございます。 本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱います。 本日は、誠にありがとうございました。